

# 個人市・府民税 申請により減免

個人市・府民税は、前年の所得に基づき課税をするため、失業等で所得が無くなった場合も課税されますが、次の要件に該当する人は、申請により減免を受けられる場合があります。  
※申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が認める場合に減免が決定されます。

離職理由コード	離職理由
11	解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）

※上記は「雇用保険受給資格者証」に基づくものです。

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ②失業等で所得が無くなり、生活が著しく困難となった人（退職の場合は、表の離職理由に該当する場合のみ）
- ③学生や生徒（前年の合計所得金額が85万円以下）
- ④震災や火災等の災害を受けた人（住宅や家財に損害があった場合は、前年の合計所得金額が1千万円以下）
- ⑤その他特別の事情がある人

※前年の所得が基準額を超える場合や、家族に一定の所得がある場合は、対象外となります。

## 各納期限までに申請を

減免を受ける場合は、各納期限までに納税通知書や左記の①～⑤のいずれかの事由を証明する書類を持って税務課市民税係へ申請してください。  
※納期限を過ぎたものや納付済みの場合は対象外です。

# 障がいのある人の軽自動車税減免申請は 6月30日(火)まで

軽自動車を所有し、次の①または②に該当する人は、申請により軽自動車税の減免を受けられる場合があります。

※障がいの等級・区分等により、減免を受けられない場合もありますので、事前に税務課市民税係までお問い合わせください。

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ②①の手帳の交付を受けている人と生計を一にする人

■減免の手続き 令和8年度の納税通知書と運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持参のうえ、6月30日（火）までに税務課市民税係窓口で申請してください。

※年度途中の減免や、自動車税（普通自動車）の減免と合わせて軽自動車税の減免を受けることはできません。

公益のために直接専用する、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者が所有する、災害その他特別の事情のある者が所有する軽自動車等にも減免を受けられる場合があります。

# 市税の納付について

市税は、市民の暮らしやまちづくり等、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。納期限までに納付をお願いします。

## ■納付方法

- ①口座振替  
口座振替を希望される場合は、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（金融機関には同依頼書がない場合あり）や担当課へ提出してください。また、同依頼書の郵送を希望される場合は、担当課へご相談ください。  
※ゆうちょ銀行を希望される場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。  
※残高不足等により口座振替ができなかった場合は、後日送付する督促状兼納付書を持って、金融機関窓口等で納付してください。

- ②スマートフォン決済アプリ  
▶対象アプリ PayPay、au PAY、d払い、FamiPay、AEON Pay、PayB、楽天ペイ



※利用方法等の詳細は、こちらの二次元コードから。

## ■市税の納期

固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
市・府民税（普通徴収）	6月・8月・10月・12月
軽自動車税	6月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

- ③納付書  
【市民税・府民税（普通徴収）・固定資産税・都市計画税・軽自動車税】  
市役所や全国の金融機関、コンビニで納付することができます。  
※取扱金融機関やコンビニは、納付書の裏面をご確認ください。
- ④地方税統一QRコード（eL-QR）  
【市民税・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税】  
パソコンやスマートフォンを使って「地方税お支払サイト」（令和8年9月から「eLお支払サイト」へ名称変更予定）からクレジットカード（手数料が必要）やネットバンキング（手数料がかかる場合あり）等による納付も可能です。  
※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



# 納期限が過ぎた場合は 京都地方税機構へ移管

納期限までに納付がない場合は督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

## 納付が困難なときは

災害や病気・けが、失業等により、納期限までに納付が困難な場合は、納税通知書が届いてから第1期納期限（市・府民税〈普通徴収〉と軽自動車税は6月30日〈火〉）までに担当課へご相談ください。

※内容により、京都地方税機構でご相談いただく場合があります。

## 市税等の詐欺メールにご注意ください！

市町村の税務担当課を装い、個人のメールアドレス宛てにキャッシュレス決済での納付を促すメールが増加しています。

市町村から個人のメールアドレス宛てに市税等の納付依頼をすることはございませんので、ご注意ください。

☎税務課市民税係（☎983-2481）

# 認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、当該家屋の固定資産税の2分の1相当額を減額します。

## 認定長期優良住宅とは

長期にわたり良好な状態で使用する為の長期使用構造等が講じられた優良な住宅であるとして、京都府知事が認定した住宅

## 減額の要件

- ▶住宅の種類
- ①令和13年3月31日までに新築されたもの
- ②耐久性・安全性等の住宅性能が一

定基準を満たすものとして、京都府知事の認定を受けて新築された住宅であること

- ③併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

## ▶床面積

- ①専用住宅で40㎡以上240㎡以下
- ②併用住宅で居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下
- ※令和8年1月2日から3月31日までに新築された住宅は、50㎡以上280㎡以下。

## 手続き

認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類（認定通知書）の写しを添えて、新築された翌年の1月31日までに申請してください。  
※申請の際はマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード（個人番号カード）を取得された方は、当カー

ドのみで確認できます。

※この減額と新築住宅に係る軽減を重ねて受けることはできません。  
※他にも、「耐震改修」「バリアフリー改修」または「熱損失防止改修」を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。詳しくは、税務課資産税係までお問い合わせください。  
※その他詳細は市のホームページをご確認ください。



市ホームページ

☎税務課資産税係（☎983-2480）